平成２５年（フ）第１９６３号
名古屋市天白区中平３丁目504番地、従前の住所名古屋市天白区荒池２丁目1704番地
債務者　奥山　健二
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５３号
千葉県柏市若柴173番地８　柏の葉キャンパス151街区Ｂ―1404
債務者　小牧　晴記
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅田　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
長野県松本市平田西１丁目７番11号　メゾンウエスト103号
債務者　橋本　定則
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４１号
京都府福知山市字長田2095番地の41
債務者　小畑　恒雄
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼清　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第４９２７号
大阪府大東市御供田４丁目１番25号、前住所大阪府東大阪市池島町３丁目２番３号
債務者　大瀧　書人
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇仁　美咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６号
福井県越前市上大坪町第10号５番地
債務者　上田　拓実
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小前田　宙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５９号
名古屋市緑区兵庫１丁目1211番地　グランドメゾン徳重401号、事業所の住所名古屋市緑区尾崎山２丁目1605番地
債務者　尾崎山製作所こと　榊原　蓉子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　恭美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６０号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団122―304号
債務者　榊原　　剛
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　恭美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７４号
三重県四日市市別名１丁目12番３号
債務者　林田　秀秋
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６６６号
札幌市西区宮の沢２条３丁目14番12号　シティプラザＡ―101号
債務者　木下　清子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０１号
札幌市白石区南郷通６丁目南７番25―308号
債務者　三木田麻希
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０２号
札幌市白石区平和通３丁目北３番13号　平和会館２Ｆ右
債務者　村田　一矢
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９９号
札幌市豊平区中の島２条８丁目１番14―401号
債務者　及川　幸一
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３１号
札幌市豊平区福住１条４丁目４番３号
債務者　濱口　裕貴
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４９号
札幌市中央区宮の森１条15丁目４番35号　クイーンパレス宮の森302号
債務者　上山　智香（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７１号
札幌市豊平区美園９条６丁目３番２号
債務者　石戸谷裕美
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部